（裏　面）

（適用：平成24年8月１日～）
（単位：円）

＜旧国民年金法施行令に定める老齢福祉年金の支給制限額＞

１　本人所得制限基準額（受給者本人）

Ａ：所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族（70歳以上）　…　①
〃　　特定扶養親族（19歳以上23歳未満）　…　②
〃　　控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）　…　③
Ｂ：扶養親族の数（税法上の扶養親族）

A-①：１人につき 48 万円の加算
A-②：　〃　63 万円の加算
A-③：　〃　63 万円の加算

１人につき38万円の加算↓

B＼A	０人	１人	２人	３人	４人	５人
０人	1,595,000					
１人	1,975,000					
２人	2,355,000					
３人	2,735,000					
４人	3,115,000					
５人	3,495,000					

２　扶養義務者等所得制限基準額

Ａ：老人扶養親族の数
Ｂ：扶養親族の数（税法上の扶養親族）

１人につきＢの加算額＋6 万円

１人につき21万3千円の加算↓

B＼A	０人	１人	２人	３人	４人	５人
０人	6,287,000					
１人	6,536,000	6,536,000				
２人	6,749,000	6,809,000	6,809,000			
３人	6,962,000	7,022,000	7,082,000	7,082,000		
４人	7,175,000	7,235,000	7,295,000	7,355,000	7,355,000	
５人	7,388,000	7,448,000	7,508,000	7,568,000	7,628,000	7,628,000

３　各控除の額　　本則給付・特例給付とも

障害者(控除対象配偶者及び扶養親族を含む。)、勤労学生、寡婦(夫)・・それぞれ270,000円
特別障害者（控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）・・・・・・・・・・400,000円
寡婦控除の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・350,000円
社会保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・ 80,000円(本人の場合は当該控除額)
医療費控除・雑損控除等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 当該控除額